

ひがしおおあしちくかっせいかけいかく
東大芦地区活性化計画

栃木県鹿沼市

栃木県

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	東大芦地区	都道府県名	栃木県	市町村名	鹿沼市	地区名(※1)	東大芦地区	計画期間(※2)	平成27年度～平成30年度
-------	-------	-------	-----	------	-----	---------	-------	----------	---------------

目 標 :(※3)
 東大芦地区では、農業従事者の高齢化が進む中で農業経営者不足や耕作放棄地の増加が懸念されることから、圃場整備事業が実施未了の区域において、農地整備事業を円滑に実施し、農業生産基盤の整備や農用地の集団化を図り、担い手への農地の利用集積を促進するとともに農業経営の向上を発現し、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備することにより、担い手が意欲を持って定住できる環境を整える。これにより、当地区の定住人口について、平成23年度(1,432人(集落戸数448戸、H24.1.1))～平成26年度(1,350人(集落戸数461戸、H27.1.1))の3年間で人口減少率5.7%となっているが、この人口減少率を計画期間でも上回らないことを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

鹿沼市は、首都圏より約100キロ地点にあり、栃木県の西部に位置し、北関東の中央部に位置する市である。
 東大芦地区は、鹿沼市の北西部に位置し、地区の中央に県道14号線が走り、また利根川水系思川の支流である大芦川に隣接した稲作を中心とした水田地帯である。
 当地区内の下沢引田地区(受益面積A=54ha)において、県営圃場整備事業(H9～15)が、田中池ノ尻地区(受益面積A=22.6ha)において、県営経営体育成基盤整備事業(H19～23)が実施されており、事業を契機として担い手への集積、認定農業者の育成等により、農業経営の安定が図られているが、当地区内には、未だ農業生産の基盤が未整備の区域(笹原田地区、引田地区)がある。

現状と課題

東大芦地区は水田主体の農業地域であるが、農業生産の基盤が未整備の区域(笹原田地区、引田地区)があり、その大部分が不正形で小区画の農地であり、農業用道路も狭く大型機械の搬入が円滑にできない状況が、農業経営の改善と農用地の利用集積に向けた取り組みの大きな障害となっている。また、農業従事者の高齢化が進む中で農業後継者不足や耕作放棄地の増加が懸念され、集落戸数及び定住人口の維持が大きな課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業生産の基盤が未整備の区域では、農業従事者の高齢化及び後継者不足が進み地域活力が低下していることから、基盤の整備、農地の集団化や後継者の育成を推進するための農地整備事業の実施により、農作業の効率化や農地の集団化、生産性の高い農業基盤を確立し、耕作放棄地の発生抑制と農業後継者の意欲の向上を目指すことにより、農業従事者等の定住及び地域の活性化を図っていく。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
鹿沼市	笹原田地区	基盤整備(農用地等集団化)	鹿沼市	有	イ	
鹿沼市	笹原田地区	基盤整備(地形図作成)	鹿沼市	有	イ	
鹿沼市	笹原田地区	農地整備事業	栃木県	無	イ	平成30年度～35年度(予定)
鹿沼市	引田地区	基盤整備(農用地等集団化)	鹿沼市	有	イ	
鹿沼市	引田地区	基盤整備(地形図作成)	鹿沼市	有	イ	
鹿沼市	引田地区	農地整備事業	栃木県	無	イ	平成30年度～35年度(予定)

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

東大芦地区(栃木県鹿沼市)	区域面積(※2)	280ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積280haのうち農林地面積は229haで全体の82%を占めるとともに、15%(農業従事者266人/全就業者数1,800人)が農業従事者で構成された区域である。		
②法第3条第2号関係: 農業者の活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより更なる定住化を進めることが有効かつ適切な区域である。		
③法第3条第3号関係: 本区域は、農業振興地域内の水田地帯であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 …該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所		種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 …該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画が終了する翌年度に、農林業センサス等の統計により地区内の人口と集落戸数を把握し、栃木県と鹿沼市が共同で評価を行う。また、評価結果については学識経験者等第三者の意見を聞き、妥当性を検証し公表する。